

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県東彼杵郡波佐見町

2 構造特別区域の名称

歴史とロマンが詰まったコンプラ瓶のふるさと「波佐見どぶろく特区」

3 構造改革特別区域の範囲

長崎県東彼杵郡波佐見町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、西は佐世保市、南は川棚町、東は佐賀県武雄市、嬉野市、北は佐賀県有田町に接している。

東西 10.5 キロメートル、南北 7.0 キロメートル、周囲 33 キロメートルで総面積 56.00 平方キロメートルで、長崎県内でも海に面していない唯一の町でもある。

(2) 人口

人口は 14,039 人、戸数は 5,535 戸（令和 7 年 3 月末現在）である。人口は、1990 年の 15,728 人をピークに減少に転じ、2020 年の国勢調査 14,291 人を踏まえた推計によると、2027 年に 13,301 人、2032 年には 12,539 人となる見込みだ。

高齢化と若年層の流出が課題であるため、移住・定住促進、子育て支援、働き方改革を柱とした人口減少対策を特区の主たる施策と位置づけたい。

(3) 産業

本町は 400 年の伝統をもつ全国屈指のやきものの町として栄えてきた。全国の一般家庭で使われている日用食器の約 16%は波佐見町で生産され、町内には窯業に関する約 350 の事業所があり、町内の約 1,800 人が窯業関係の仕事にたずさわっている。

また、農業の近代化にも力をいれ、県営圃場整備、農村総合整備モデル事業など長崎県下で第 1 号として実施。昭和 40～50 年代に水田面積 650ha のうち約 83%の区画整理が完了し、これによって生じた農家の余剰労働力を、地場産業である窯業関連への就労へと振り向け、農工一体となった町づくりを行ってきた。現在 558ha の水田に総農家戸数は 558 戸（2020 年農林業センサス）で米を中心に麦・大豆の土地利用型農業を展開している。また、主業農家（52 戸）・準主業農家（52 戸）を中心に施設園芸としてアスパラガス、イチゴ、ゴーヤ等を生産し、集落営農法人を中心に露地野菜

としてじゃがいも、ブロッコリー、キャベツなどを生産している。

平成に入り、バブル期以降は景気の低迷で本町の窯業界も一番厳しい時代を迎え、多くの関連業種が廃業を余儀なくされた。さらに平成 14 年ごろに起こった食品の産地偽造問題で景品表示法の規制が強化されたことにより、それまで有田焼のブランドで販売していた波佐見焼は有田焼のブランドが使用できなくなったため、波佐見焼として一から地道な PR 活動を行ってきた。

そのような中で転機を迎えたのは、東京からの移住者とやきもの関連会社の後継者となる 20 代 30 代の帰郷だった。彼らは、従来あった波佐見焼のイメージを覆す今の時代にあった新たなデザインの波佐見焼を産み出し、その人気でやきもの産地として「波佐見焼」の知名度が一気に上がり、今の波佐見焼を支えている。また、東京からの移住者が発端となった観光スポット「西の原」も波佐見町の元気印となっている。

今後は、波佐見テクノパークや町営工業団地に立地した長崎キヤノンや昭和金属工業、幸運トラックなどの大手企業と、地場産業である 400 年の歴史を有する窯業、農業、観光業を 3 つの柱として、「活力と潤いにみちた陶磁と緑のまち波佐見」を目指したまちづくりを展開していきたい。

(4) 観光

本町は、窯業と農業の 2 大産業の他に新たに観光業を起こすべく、「来なっせ 100 万人」をスローガンに掲げ、観光にも力をいれてきた。

その後、東京からの移住者が発端となった観光スポット「西の原」や波佐見焼の人気とともに、年間の観光客数も目標である 100 万人を達成することができ、更に観光客を増やすため目標を 125 万人に定め、各種観光対策を行っている。

観光客の増加は新たに町内で開業する飲食店の増加につながり、観光が町内の経済に好循環をもたらしている。

今後は、観光資源としての波佐見焼のブランド力を活かし、訪問客数の安定的な増加と地域経済への波及を狙い、滞在型観光の推進、窯業・農業体験の拡充、飲食・宿泊の質の向上などを組み合わせ、観光と産業の連携を強化したい。

5 構想改革特別区の意義と目標

本町には農と食をつなげる農家レストラン「清旬の郷」があり、地元農産物を積極的に取り入れ、地元農産物の PR の一翼を担っている。その他、中山間地域の交流人口の拡大を目指し、地元有志による野々川グランビュウパークがオープンし、地元には活気が生まれている。また、農家民泊も 9 軒あり、本町農業の PR にもつながっている。

本特例措置の活用により、農家レストランでの濁酒の販売や農家民泊の魅力アップに加え、濁酒による新たな観光資源の開発を目指し、農業の活性化及び観光業の更なる魅力づくり、中山間地域の活性化につながることを目的としている。

また、本町はやきものの町であることから、陶磁器を使った新たな濁酒容器制作等、波佐見らしさを出したお土産品開発にもつなげ、波佐見を代表するようなふるさと納税の産品につなげていきたい。

(1) 意義

本特例措置の活用により、地元の農家が製造した濁酒と地域資源であるやきもの、農業体験などの観光資源と連携することによって、地域の活性化及び地域の所得向上を図るとともに、波佐見らしさを前面に押し出した新たな観光資源の創出と商品流通のモデルを構築することを狙いとした。

地域内での生産・流通・消費を活性化させ、観光客の滞在時間の延長と観光消費額の増加を促し、農業所得、地域内所得の向上に努めたい。

(2) 目標

第一に、濁酒の地域生産・販売体制を確立・拡充し、農業所得の向上と地域の収益性の改善を図る。

第二に、農家レストランや農家民泊を核とした観光の回遊性を高め、滞在時間の延長と観光消費額の増加を目指す。

第三に、波佐見らしさを活かした地元陶磁器製の濁酒容器を使ったお土産品の開発を促進し、ふるさと納税の寄付額の増加につなげる。

第四に、農家民泊等の受け入れ体制を充実させ、農家民泊の活性化を図る。

第五に、規制改革と地域創生を同時に推進することによって、地域資源の好循環を生み出す仕組みを作っていく。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

直接的な効果として、濁酒製造販売による農家所得の向上が挙げられる。また、ふるさと納税の商品とすることによってふるさと納税の寄付額の向上にもつなげていきたい。

間接的な効果として、濁酒祭り等を行うことによって、観光需要拡大に伴う地域経済への波及も期待できる。また、波佐見焼の産地として新たな濁酒容器の開発など、地場産業への波及効果も期待できる。

(2) 社会的効果

本町は400年続くやきものの産地として発展してきた。江戸時代に波佐見焼が大量生産されてくると、酒容器として海外輸出用にはコンプラ瓶、一般大衆向けには三股徳利の製造が盛んに行われ、全国に波佐見焼が流通するようになった。その後明治期になると西洋からガラス技術が導入され、大正期になると大量のガラス瓶製造が可能

となり、徐々に陶器製からガラス製への転換が図られてきた。

今回の構造改革特別区域計画の認定により濁酒製造が開始されれば、濁酒用の容器として、過去製造されていたコンプラ瓶や三股徳利の復刻版の開発にもつなげることができ、埋もれた波佐見焼を復興させることで、波佐見焼ブランドの向上にもつなげていきたい。

(1) 濁酒製造件数

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1 件	2 件	3 件

(2) 濁酒製造数量

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
0.0432kl	0.1728kl	0.3888kl

(3) 観光消費額

令和 6 年度 (実績値)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
4,918,368 千円	5,041,326 千円	5,102,805 千円	5,164,284 千円

7 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 25 条)

別紙

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第25条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長崎県東彼杵郡波佐見町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて、地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区内において、農家レストランや農家民泊等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新たな地場産業の創造に繋がり、農業の活性化やひいては地域の活性化が期待されることから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために、制度内容の広報・周知を行うとともに、特定農業者が、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。